

生活保護のしおり

生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活をしていただけるよう、経済的な援助を行うとともに、さまざまな社会的資源を活用しながら、一日も早く自分の力で生活できるように手助けしていく制度です。

生活保護制度
受けるには

1. 生活保護は国民の権利として、生活保護法の定める要件を満たす限り、性別、社会的身分、生活に困窮した理由に関係なく、どなたでも受けることができます。

2. 生活保護法の定める要件とは、生活保護を受ける前に、まず、利用できる資産、能力、扶養、その他の制度など、あらゆるものを活用していただく必要があります。

(ア) 働ける人は、その能力に応じて働いてください。

(イ) 活用していない不動産（宅地・家屋・田畑・山林及び原野等）、貯蓄性の高い生命保険、預貯金、自動車、高価な貴金属等の資産で保有の認められないものは、処分して生活費にあててください。

(ウ) 親、子、兄弟姉妹、子どもの父親等の扶養義務者に、仕送り等できる限りの援助をお願いしてください。

(エ) 年金、児童扶養手当、傷病手当金、失業給付金等、他の法律や制度で給付が受けられる場合は、すべて受けてください。

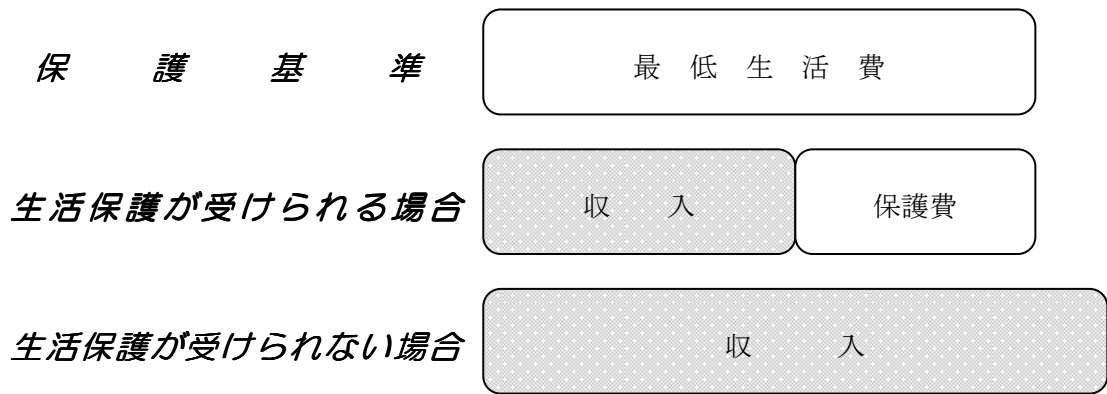
生活保護制度のしくみ

1. 生活保護が受けられるかどうかは、国の定めた基準（年齢別、世帯構成別、所在地域別）に基づいて計算した最低生活費と世帯の収入を比べて決められます。

2. 生活保護は、原則として個人単位ではなく世帯単位で適用されることから、世帯の収入が最低生活費（世帯員の年齢や人数等によって異なる）より少ないときに、その不足分が保護費として支給されます。

◎ **最低生活費とは**
国が定めた保護基準による、食費・被服費・光熱水費等の生活費、家賃等の住宅費、義務教育に必要な教育費、介護費、医療費を合わせたものです。

◎ **収入とは**
働いて得た収入、年金・恩給、手当、仕送り、財産収入、預貯金、保険金、資産売却収入等、世帯のすべての収入です。なお、保護費を算定する際には、収入から実費控除・勤労控除等を差し引いて、収入認定することとなっています。



その他、質問・相談ごとがあれば、福祉事務所へ来て
いただくか、電話等で、何でもご相談ください。

〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷691番地

京丹後市福祉事務所 生活福祉課 生活支援係

TEL 0772-69-0310

FAX 0772-62-1156

各 市 民 局 窓 口

名称	所在地	TEL
峰山 市民局	〒627-0012 峰山町杉谷 691 番地	0772 69-0711
大宮 市民局	〒629-2501 大宮町口大野 226 番地	0772 69-0712
網野 市民局	〒629-3101 網野町 385 番地の1	0772 69-0713
丹後 市民局	〒627-0201 丹後町間人 1780 番地	0772 69-0714
弥栄 市民局	〒627-0111 弥栄町溝谷 3450 番地	0772 69-0715
久美浜市民局	〒629-3405 久美浜町 814 番地	0772 69-0716